十七　当該年度において、前項の上欄のイからホまでに掲げるがん検診の結果、精密検査が必要となった者に占める精密検査を受診した者の割合を把握していること。	この項の上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数
十八　当該年度において、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の二の規定に基づき市町村が実施するがん検診について、受診が必要な加入者に対し、受診勧奨を行うこと。	二点
十九　当該年度において、歯科健診を実施し、当該歯科健診の結果又は特定健康診査の結果を勘案して歯科診療を行う医療機関への受診が必要となる加入者に対して当該医療機関への受診勧奨を行うこと。	八点
二十　当該年度において、前項の上欄の歯科健診の結果又は特定健康診査の結果を用いて、歯科保健指導を実施すること。	五点
二十一　当該年度において、予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。	二点
二十二　当該年度において、次に掲げる事業を実施し、特定健康診査の結果等を用いて、その効果の検証を実施していること。 イ　加入者の運動習慣の改善のための事業 ロ　加入者の食生活の改善のための事業 ハ　加入者の睡眠習慣の改善のための事業 ニ　加入者の飲酒習慣の改善のための事業 ホ　加入者の禁煙のための取組を支援するための事業	この項の上欄のイからホまでに掲げる事業について、同欄の検証を実施していることをそれぞれ一点として算定した点数を合算した点数
二十三　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な運動習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数
二十四　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な食生活を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な食生活を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な食生活を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数

二十五　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な睡眠習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、三点
二十六　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合が、当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と三点を超えるときは、その点数
二十七　当該年度の前年度において、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　加入者のうち非喫煙者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る当該割合の平均値以上であること。 ロ　イを満たさない場合において、加入者のうち非喫煙者の割合が、当該年度の前々年度における非喫煙者の割合以上であること。	この項の上欄のイを満たす場合は五点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち非喫煙者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち非喫煙者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を超えるときは、五点
二十八　当該年度において、加入者のメンタルヘルス対策のための事業を実施し、当該事業における調査の結果等を用いて、その効果の検証を実施すること。	二点
二十九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組を実施し、その効果の検証を実施すること。 ロ　イに掲げる取組について、厚生労働省に報告すること。	六点